

旅行業の営業を開始するにあたって

旅行業新規登録通知書の受領後、以下の手続きを行ってください。

営業保証金・弁済業務負担金の納付及び届出（旅行業法第7条）

- 登録通知書を受けた日から14日以内に、営業保証金又は弁済業務負担金を納付し、登録行政庁（県観光物産課）に納付書の写しを届け出てください。（郵送可）

旅行業登録票の掲示（旅行業法第12条の9）

- 営業所ごとに、取り扱う業務に基づく所定の登録票を提示してください。
登録票の様式は、旅行業法施行規則第31条に定める様式を使用すること。
※様式のフォーマットは茨城県観光物産課ホームページに掲載しています。

取扱料金表の掲示（旅行業法第12条）

- 旅行者から收受する旅行業務の取扱料金を定め（企画旅行に係るものを除く）、営業所において旅行者に見やすいように掲示してください。
取扱料金の定め方は、契約の種類や内容に応じて定率・定額その他の方法で旅行者に明確となるように定めてください。法定料金等はありません。
※旅行業法施行要領第8において様式が示されていますので、概ねこれに準じた料金表を作成してください。なお、旅行業者代理業者は所属旅行業者が定めた料金を旅行者が見やすいように掲示してください。

旅行業約款の掲示（旅行業法第12条の2）

- 営業所ごとに旅行業約款を旅行者に見やすいように掲示し、又は旅行者が閲覧することができるように据え置いてください。

旅行業務取扱管理者証の発行（旅行業法第12条の5の2）

- 旅行業務取扱管理者の証明書を発行してください。
証明書の様式は、旅行業法施行規則第27条の7に定める様式を使用すること。

外務員の証明書携帯（旅行業法第12条の6）

- 営業所以外の場所で旅行業務について取引を行う者（以下「外務員」）がいる場合、外務員の証明書を発行し、携帯させてください。
証明書の様式は、旅行業法施行規則第28条に定める様式を使用してください。

以上の手続き後、営業を開始できます。